






## 喫煙室（喫煙場所）の種類

	特定屋外喫煙場所	喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室
設置できる施設	第一種施設	第二種施設	第二種施設 ※神奈川県第1種施設は設置不可	第二種施設 ※既存特定飲食提供施設に限る（要届出）	喫煙目的施設
設置場所	屋外（敷地内）	屋内の一部	屋内の一部 ※施設面積の1/2以下とすること （神奈川県条例 努力義務）	屋内の全部または一部	屋内の全部または一部
必要な措置	設置要件（以下）を満たすこと		喫煙室の室外への煙の流出防止の技術的基準（以下）を満たすこと		
	①施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置 ②喫煙場所を区画している ③喫煙場所である旨の標識を掲示	①出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること ②たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ③たばこの煙が屋外に排気されていること ※経過措置あり（神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例第16条に定める特例第2種施設に限り適用可能） ※喫煙可能店（喫煙可能室において屋内の全部を喫煙可とした場合）に限り、上記の3要件の②のみ満たせばよい			
紙巻きたばこ	○	○	×	○	○
加熱式たばこ	○	○	○	○	○
飲食など屋内での喫煙以外の行為	/	×	○	○	公衆喫煙所 ×（飲料自販機の設置は可） 喫煙が主目的のバー等 ○（主食の提供不可） 注1.一般的な居酒屋やレストランは該当しない 注2.たばこの販売許可が出張販売としての許可が必要 たばこ販売店 ×（たばこの販売は可）
掲示する標識 ※主なもの					
掲示場所	特定屋外喫煙場所	施設出入口 喫煙専用室出入口	施設出入口 加熱式たばこ専用喫煙室出入口	喫煙可能室を設置した店舗出入口 店内全部で喫煙可能な場合の店舗出入口 喫煙可能室出入口	喫煙目的室を設置した施設の出入口 屋内全部で喫煙可能な場合の施設出入口 喫煙目的室出入口

※「神奈川県第1種施設」「既存特定飲食提供施設」「特例第2種施設」その他詳細については、川崎市の「受動喫煙防止対策」のページをご覧ください。